

学校給食管理システムソフトウェア貸与要項

第1 趣 旨

学校給食に係る事務処理の軽減化に資するため、公益財団法人福岡県学校給食会（以下「本会」という。）が学校給食普及充実事業の一環として、福岡県学校給食栄養士会協力のもと福岡県教育委員会と共同開発した学校給食管理システムソフトウェア（以下「システム」という。）を貸与する。

第2 システムの貸与

- 1 本会は学校、学校給食共同調理場及び市町村教育委員会等（以下「学校等」という。）に対し、無償でシステムを貸与する。
- 2 貸与を受けた学校等は、原則としてインターネット接続を条件とする。
- 3 システムの貸与期間は、貸与を受けた年度から5年間とする。ただし、本会又は学校等から書面による変更又は解約の申入れのない場合には貸与期間は自動的に延長する。

第3 貸与の申請

このシステムの貸与を受けようとするものは、本要項の内容を承諾の上、別紙様式1（学校給食管理システムソフトウェア貸与希望申請書）をもって申請するものとする。

- (1) 県立及び国立学校は、本会へ直接申請するものとする。
- (2) (1)以外の学校等は、所轄教育委員会を経由して申請するものとする。

第4 貸与の決定及び契約の締結等

- 1 本会は学校等より申請があった場合、第1 2に適合したパソコンを有する学校等に対し審査の上貸与を決定し、貸与が決定した学校等との間に別紙様式により貸与契約を締結するものとする。
- 2 契約締結後、本会はシステムのインストール、登録票の発行を行い、学校等は受領書を提出するものとする。なお使用するパソコンの更新等により、再度システムのインストールが必要な場合も同様とする。

第5 貸与の報告

本会は、システムを学校等に貸与した場合、共同開発先である福岡県教育委員会及び貸与先学校等管轄教育事務所に対し貸与の報告をするものとする。

第6 システムの管理

- 1 学校等は、貸与されたシステムは適切に管理し、貸与の趣旨に従ってその効率的な運用を図らなければならない。
- 2 学校等は、貸与されたシステムを本会に許可なく他人に譲渡、複写、転貸、改造等を行ってはならない。
- 3 学校等は、貸与されたシステムを滅失したときは、速やかに本会に報告しなければならない。

第7 システムの更新

システム及びデータの更新は、本会が本会ホームページ上に掲示する。ただし、システムへの取り込みは学校等が行う。

第8 損害賠償等

学校等は、第6の規定に違反した場合には、本会の求めにより損害を賠償しなければならない。

第9 システムの返還

- 1 本会は、学校等が第6の規定に違反した場合は返還を求めることができる。
- 2 学校等はシステムの必要がなくなった場合、本会へ別紙様式2（学校給食管理システムソフトウェアの返還届）を添えて速やかに返還するものとする。

第10 費用の負担

学校等は、貸与されたシステムの運用にかかる全ての費用（通信費、消耗品費、その他運用に係る経費等）を負担するものとする。

第11 システムの操作教育等

- 1 学校等でシステムを導入した場合は、その導入支援や初期講習は本会が行うものとする。
- 2 導入後、運用上のトラブルが発生した場合は、可能な限り本会で対処する。ただし、本会で対処出来ない時には有料となる場合がある。

第12 システムの稼動条件

システムの運用上、次の表に定める条件を満たすものとする。

装置内容	容量・機能
OS	XP、Vista、Win7など
CPUメモリ	64MB以上推奨
ハードディスク	空き容量が500MB以上
入力デバイス	CD-ROM又はメモリースティック
ディスプレイ	解像度1024×768以上可能
プリンター	B4用紙を印字可能（B4→A4縮小機能でA4印字可能プリンター可能）、レーザープリンター推奨
データ通信	インターネットが接続できる環境であること
その他	表計算ソフト「エクセル」がインストールされていること

附 則 この要項は、平成20年5月1日から施行する。

附 則 この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 この要項は、平成25年5月1日から施行する。